

令和6年度第1回唐津地域公共交通活性化協議会 会議次第

日 程 令和6年6月28日（金）

時 間 14時から

場 所 唐津市役所 大手口別館 6階会議室
（大手口センタービル）

1 開 会

2 会長挨拶

3 副会長の指名について

4 議 事

- (1) 議案第1号 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会決算及び監査
- (2) 議案第2号 令和6年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画（案）
- (3) 議案第3号 令和6年度唐津地域公共交通活性化協議会予算（案）
- (4) 議案第4号 唐津地域公共交通利便増進実施計画の一部改正について
- (5) 議案第5号 唐津地域公共交通計画の一部改正について
- (6) 議案第6号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

5 その他

佐賀運輸支局より「地域公共交通の最近の制度等について」

6 閉 会

【配布資料】

資料①：令和6年度第1回唐津地域公共交通活性化協議会資料

資料②：唐津地域利便増進実施計画書の一部改正（案）

資料③：唐津地域公共交通計画の一部改正（案）

資料④：地域内フィーダー系統確保維持計画

唐津地域公共交通活性化協議会 委員一覧

敬称略

	所 属	役 職 等	氏 名	備考
1	唐津市	副市長	脇山 秀明	
2	九州大学大学院工学研究院環境社会部門	准教授	大枝 良直	新
3	唐津地区行政連絡員会	副会長	安岡 一徳	
4	唐津市民生・児童委員連絡協議会	会長	山口 勝己	新
5	地域まちづくり会議（浜玉地区）	委員	吉村 悦子	
6	厳木町区長会	副会長	吉野 猛	新
7	唐津市相知地区行政連絡員会	副会長	金嶽 栄作	新
8	唐津市北波多女性ネットワーク「未来」	副会長	山本 弥生	新
9	唐津市食生活改善推進協議会 肥前支部	支部長	江川 千代美	
10	唐津上場商工会	女性部長	古舘 日登美	
11	呼子地区行政連絡員会	会長	佐々木 善博	新
12	七山地区行政連絡員会	大白木行政連絡委員	中村 直樹	
13	唐津市老人クラブ連合会	会長	峯 信廣	
14	唐津地区PTA連合会	幹事	古藤 悟	新
15	唐津商工会議所	専務理事	山下 正美	
16	唐津上場商工会	会長	坂本 金満	
17	唐津東商工会	女性部員	能隅 良子	新
18	唐津市社会福祉協議会	事務局長	吉田 稔	
19	佐賀県旅客船協会	会長	中道 清成	
20	佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	草野 武生	
21	昭和自動車株式会社 乗合事業部	部長	松崎 義行	新
22	昭和バス労働組合	執行委員長	中島 栄治	
23	九州地方整備局佐賀国道事務所	計画課長	藤本 知法	
24	佐賀県地域交流部 さが創生推進課	係長	坂井 歩美	
25	佐賀県唐津土木事務所	所長	岸川 俊介	
26	唐津警察署	交通課長	長谷川 達	新
27	九州旅客鉄道株式会社 佐賀鉄道事業部	運輸課長	佐野 嘉彦	
28	株式会社 玄海タクシー	代表取締役	楠田 愁一郎	
29	玄海町区長会	有浦下区長	青木 昌廣	新
30	玄海町社会福祉協議会	事務局長	渡邊 藤江	
31	玄海町	防災安全課長	日高 大助	
32	協議会が必要と認める者 公共交通所管	政策部長	草野 陽	新

オブザーバー

	九州運輸局佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	牟田 嘉伊座	
--	-------------	-----------	--------	--

任期：令和6年5月29日から令和8年5月28日

令和 6 年度第 1 回 唐津地域公共交通活性化協議会



日時：令和 6 年 6 月 2 8 日（金） 14:00～
場所：唐津市役所 大手口別館 6 階会議室

議 事

- （1）令和 5 年度唐津地域公共交通活性化協議会決算及び監査
- （2）令和 6 年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画（案）
- （3）令和 6 年度唐津地域公共交通活性化協議予算（案）
- （4）唐津地域公共交通利便増進実施計画の一部改正について
- （5）唐津地域公共交通計画の一部改正について
- （6）地域内フィーダー系統確保維持計画について

(1) 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会決算及び監査



① 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会決算

収 入

単位:円 支 出

単位:円

区分		令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	比較増減	備 考
負担金	唐津市	3,889,000	3,679,269	△ 209,731	前期:368,301円 後期:3,310,968円
	玄海町	203,000	304,963	101,963	前期:203,301円 後期:101,662円
補助金	国庫補助金	0	0	0	
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		4,092,000	3,984,232	△ 107,768	

区分		令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	比較増減	備 考
会議運営費	報償費	439,000	341,000	△ 98,000	委員謝金 第1回:121,000円 第2回:99,000円 第3回:115,500円 監査:5,500円
	旅費	25,000	12,000	△ 13,000	委員交通費 第1回:2,400円(1名分) 第2回:4,800円(2名分) 第3回:4,800円(2名分)
事務局費	需用費	60,000	59,862	△ 138	コピー用紙、ボールペン、 ボールペン替え芯、ラベル シール
	役務費	48,000	50,490	2,490	切手代:84円×33枚×5回 レターパック:370円×33枚 ×3回
事業費	委託料	3,520,000	3,520,880	880	唐津地域公共交通利便増 進実施計画策定業務 3,520,880円
計		4,092,000	3,984,232	△ 107,768	

(1) 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会決算及び監査



②令和5年度監査報告

令和5年度 監査報告書

唐津地域公共交通活性化協議会の令和5年度収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和6年 5月 23日

監査委員 安岡一徳 

令和5年度 監査報告書

唐津地域公共交通活性化協議会の令和5年度収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和6年 5月 30日

監査委員 日高大助 

(2) 令和6年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画（案）



⑤スケジュール

内容		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
唐津地域公共交通活性化協議会		R6予算承認 ●							R6計画承認 ●		
計画策定業務委託			→								→
現状把握・課題整理			→								
移動実態調査・ニーズ把握			→								
	地区へのヒアリング		→								
	交通事業者ヒアリング		→								
計画案の作成						→					→

➤対象路線：七山線、市内循環線、鏡線、大良線、旭ヶ丘線、志気・成湊線、玄海町コミバス

(3) 令和6年度唐津地域公共交通活性化協議予算(案)



令和6年度 唐津地域公共交通活性化協議会予算(案)

収 入

単位:千円

区分		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	比較増減	備 考
負担金	唐津市	3,889	3,872	△ 17	
	玄海町	203	182	△ 21	
補助金	国庫補助金	0	0	0	
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		4,092	4,054	△ 38	

支 出

単位:千円

区分		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	比較増減	備 考
会議運営費	報償費	439	406	△ 33	
	旅費	25	12	△ 13	
事務局費	需用費	60	60	0	コピー用紙 カラーインク 封筒代等
	役務費	48	51	3	切手、レターパック代等 郵便局料の値上げ反映
事業費	委託料	3,520	3,525	5	唐津地域公共交通利 便増進実施計画策定 業務
計		4,092	4,054	△ 38	

(4) 唐津地域公共交通利便増進実施計画の一部改正について



▼「唐津地域公共交通計画」基本方針

地域力を最大限活用し「唐津地域」の生活と活力を支える公共交通
～まちづくりと連携した持続可能な移動サービスの実現～

令和4年3月
(2022年)
策定

▼「唐津地域公共交通利便増進実施計画」

利便増進計画は、「唐津地域公共交通計画」に基づく、アクションプランとして、その具体的な内容(路線の再編や事業等)について定めたものである。

計画期間

- 令和6年度から令和8年度まで

主な事業内容

- 移動需要に合わせた系統の集約や延伸、ダイヤ改正
- 呼子線のパターンダイヤ化
- 枝線のオンデマンドタクシーの導入等

令和6年1月
(2024年)
策定



(4) 唐津地域公共交通利便増進実施計画の一部改正について



9 事業のアクションプラン

本計画において実施する事業については、令和6年4月～随時実施する予定です。

表 9-1 事業のアクションプラン

項目	事業概要	事業期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1) 乗合バスの路線等の編成の変更				
	呼子・鎮西・湊エリアの再編			
	玄海町エリアの再編			
	肥前エリアの再編			
	七山エリアの再編			
	唐津中心部エリアの再編	検討・協議・準備	R7 年 4 月～市内循環線の再編	
2) 枝線等のオンデマンド化				
	肥前エリア			
	相知エリア	検討・協議・準備	R6 年 10 月～全域オンデマンド化	
	浜玉エリア	検討・協議・準備	R7 年 4 月～全域オンデマンド化	
	北波多エリア	検討・協議・準備	R7 年 4 月～成瀬・志気線のオンデマンド化	
	唐津中心部エリア (鏡線ほか)	検討・協議・準備	R7 年 4 月～オンデマンド化	
	玄海町エリア (玄海町コミュニティバス)	検討・協議・準備	R7 年 4 月～オンデマンド化	
	※厳木エリア、七山エリア R5 年 8 月～オンデマンド化済み			
3) デマンドタクシーへの AI 予約システムの本格導入				
	チョイソコの導入	随時エリアごとに拡大		

[経緯] 相知地区

- 令和2年10月～相知循環線の路線見直し
 - 相知花タウンバス運行
 - 相知地区の一部でデマンドタクシー運行
 - デマンド化への抵抗あり
- 令和5年度に地域から早期にデマンドタクシーを全域化するよう要望

[経緯] 浜玉地区

- 令和4年4月～浜玉循環線の路線見直し
 - 浜玉循環線を駅周辺のみの路線変更
 - 浜玉地区の一部でデマンドタクシー運行
- 浜玉循環線の利用が著しく少ないことから、運行事業者より、全域オンデマンド化の前倒しを提案(R7.4→R6.10)
 - 行政連絡員会を通じて各地域に周知

(5) 唐津地域公共交通計画の一部改正について



①唐津地域公共交通利便増進実施計画の 実施事業のスケジュール変更に伴う一部改正

事業名	地域公共交通利便増進事業の実施																				
事業概要	深刻な運転手不足へ対応しつつ、地域公共交通サービスの最適化と持続性向上を確実に推進するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき以下の内容からなる地域公共交通利便増進事業を行う。 <実施地区> ●唐津市のうち唐津市中心部・呼子・鎮西・湊・肥前・浜玉・七山・相知・厳木の地区 ●玄海町 <実施内容> ①唐津地域北部（呼子エリア・鎮西エリア）の路線等の編成の変更 ②唐津地域西部（玄海町エリア・肥前エリア）の路線等の編成の変更 ③唐津地域中心部・東部（唐津市中心部エリア・浜玉エリア・七山エリア）の路線等の編成の変更 ④枝線等のオンデマンド化（<u>浜玉エリア・相知エリアの全域化</u>、肥前エリア） ⑤デマンドタクシーへのAI予約システムの本格導入（七山エリア・浜玉エリア・相知エリア・厳木エリア）																				
実施主体 実施時期	<table><tr><th rowspan="2">実施主体</th><th colspan="5">スケジュール</th></tr><tr><th>令和4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr><tr><td>唐津市 玄海町</td><td></td><td></td><td colspan="3" rowspan="2">実施</td></tr><tr><td>交通事業者等</td><td></td><td></td></tr></table>	実施主体	スケジュール					令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	唐津市 玄海町			実施			交通事業者等		
実施主体	スケジュール																				
	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																
唐津市 玄海町			実施																		
交通事業者等																					

※新規追加文

※資料③「93ページ」

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の規定により、具体的な利便増進事業を実施する際は、**交通計画にも記載が必要**となるため、今回実施する事業内容を追記します。

(5) 唐津地域公共交通計画の一部改正について



②地域公共交通計画と補助制度の

連動化に伴う一部改正

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
交通事業者	加部島	呼子		加部島杉村	路線定期	フィーダー補助	幹線路線バスと接続し、地域拠点周辺をきめ細かく結ぶ支線交通の役割を担う。
交通事業者	呼子台場	呼子		呼子台場 みなとプラザ	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	星賀 (ジャンボタクシー)	入野		星賀	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	納所	入野		納所	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	高串	入野	古保志気	高串福祉 センター前	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	肥前地区 デマンドタクシー		肥前地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	相知・厳木地区 デマンドタクシー		相知・ 厳木地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	浜玉地区 デマンドタクシー		浜玉地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	七山地区 デマンドタクシー		七山地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	市内西	大手口	りふれ・ 済生会病院前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	市内南	大手口	唐津赤十字 病院前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	志気(市民病院きたはた～志気)	市民病院 きたはた		志気	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	成淵(市民病院きたはた～成淵)	市民病院 きたはた		成淵上	路線定期	フィーダー補助	

(備考)

上記系統については、役割欄に記載のとおり地域にとって重要な役割を担っており、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

上記系統のうち市内東、市内西及び市内南を運行するバス車両は、車体の腐食、エンジン出力の低下、冷房機能の低下など車両の老朽化（平均車齢12.5年）が進んでいたことから、安全な輸送の確保、利用者の利便性向上のため、車両減価償却費等国庫補助を活用して車両の更新を行う。

●「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」改正

➤補助を受ける車両の記載が必要

●市内東と市内西を運行する車両の更新で、
車両減価償却費等国庫補助を活用するため、当該内容を追記します。

(6) 地域内フィーダー系統確保維持計画について



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

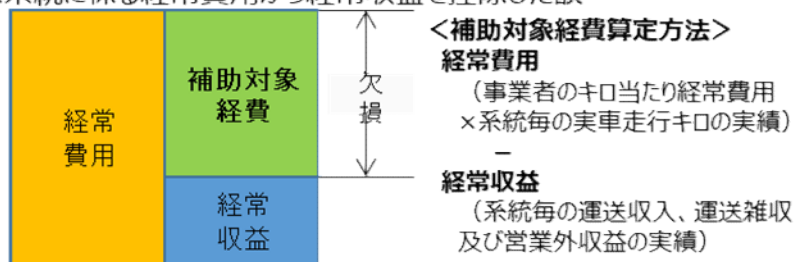
補助内容

○ 補助対象事業者

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

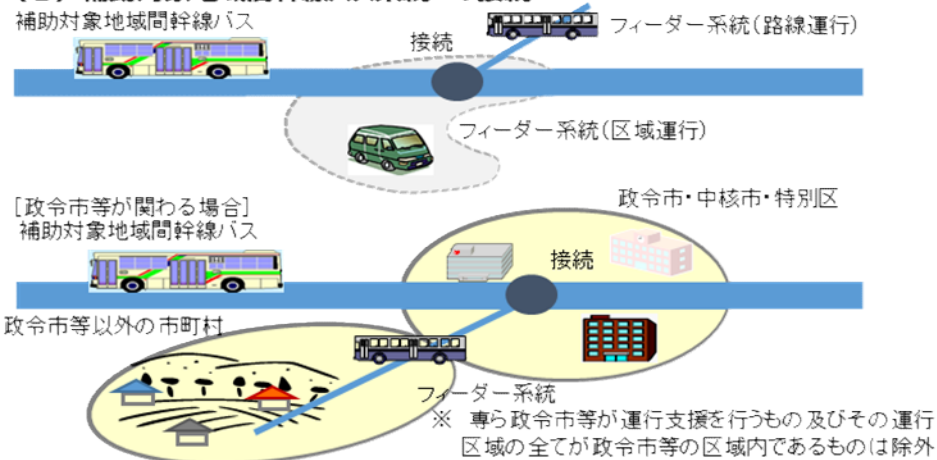
1 / 2

○ 主な補助要件

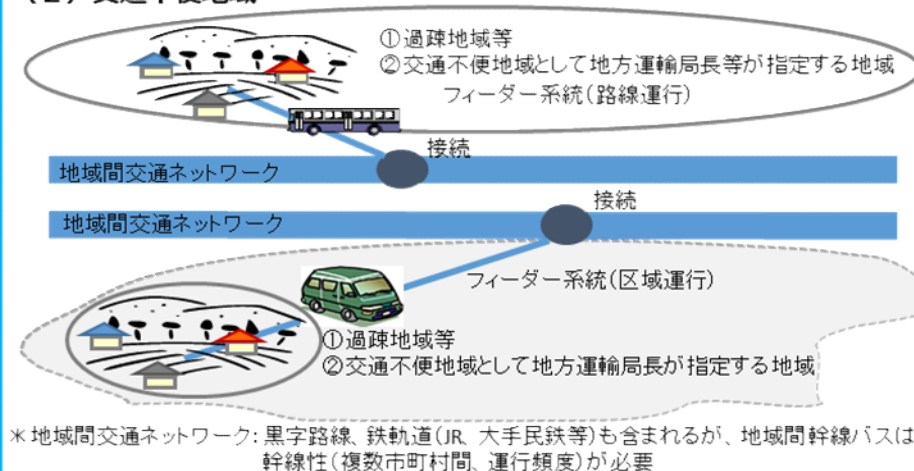
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人 / 1回以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



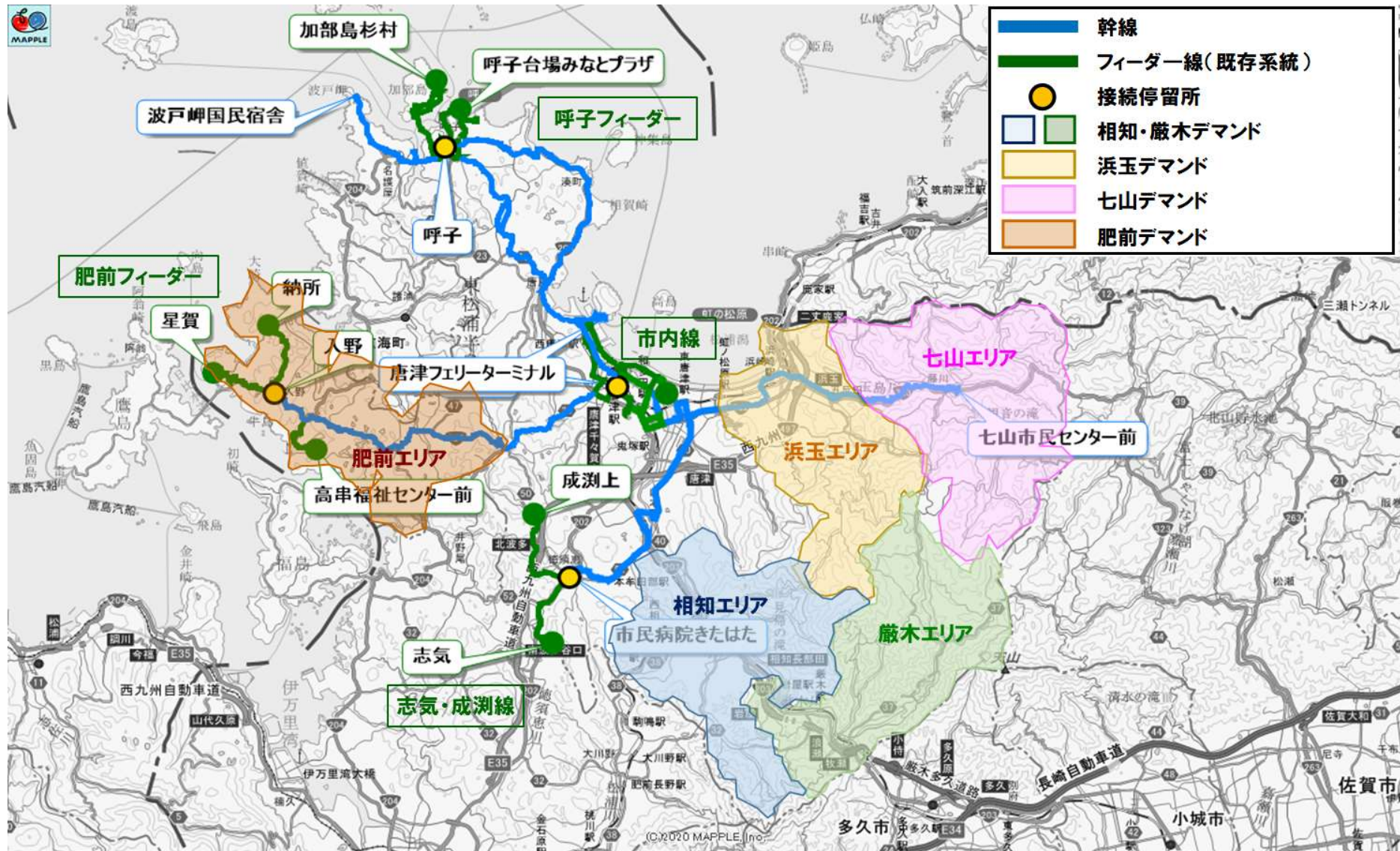
(2) 交通不便地域



(6) 地域内フィーダー系統確保維持計画について



■唐津地域では、現在16系統の路線が、フィーダー系統に該当します。



改正案

唐津地域公共交通利便増進実施計画

令和 6 年 1 月策定

令和 6 年 6 月改定

唐津市 玄海町

7-2. 実施事業の全体整理

本計画において実施する事業を整理すると、1)～3)までが「利便増進事業」、4)～7)が「利便増進に関連して実施する事業」という位置づけになります。

目指す 計画目標	地域公共交通利便増進事業・ 地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業の別	実施事業項目	事業の内容	参考項目
地域公共交通サービスの最適 化と持続性向上 地域間交通・地域内交通 等の役割に応じた目標を明 確にし、個々の公共交通サ ービスの最適化と持続性向 上を図る。	地域公共交通利便増進事業 イ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バ ス・タクシー、定期航路に係る路線 等の編成の変更 ロ②運行回数又は運行時刻の設定	1) 乗合バスの路線等の 編成の変更 R6 年 4 月～	・唐津地域北部（呼子エリア・鎮西・湊エリア）の路線等の 編成の変更、パターンダイヤの設定 呼子エリア…呼子線、湊・呼子線、呼子フィーダー路線 鎮西エリア…小加倉・呼子線、野元・呼子線 ・唐津地域西部（玄海町エリア・肥前エリア）の路線等の編成 の変更、パターンダイヤの設定 玄海町エリア…有浦線 肥前エリア…切木・中浦線 ・唐津地域中心部・東部（唐津市中心部エリア・浜玉エリア・ 七山エリア）の路線等の編成の変更 七山エリア・浜玉エリア…七山線 唐津市中心部エリア…市内循環線、市内線	唐津・佐賀線、唐津・伊万里線の 効率化・利用促進については、 引き続き県・沿線自治体・交通事 業者と協議を続ける。 市内循環線(東・西・南コース)に ついては、令和 7 年 4 月に向け ルート等の再編を検討。
	地域公共交通利便増進事業 イ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バ ス・タクシー、定期航路に係る路線 等の編成の変更	2) 枝線等のオンデマン ド化 R6 年 4 月～	・肥前エリアにデマンドタクシーを新たに導入する。 肥前エリア…肥前フィーダー路線	以下は令和 6 年 10 月以降に向けオン デマンド化を検討。 ・北波多エリア（成淵・志気線） ・相知エリア（相知循環線） ・浜玉エリア（浜玉循環線） ・唐津市中心部エリア(鏡線、大良線) ・玄海町エリア(コミュニティバス)
誰もが公共交通を利用しやす いまちの実現 公共交通と目的地との連携 による施策を推進し、交通弱 者を中心に生活を支える交通 を目指す。また、観光・まち づくり・教育・福祉等の分野 間連携による総合的な施策展 開により、自家用車に過度に 依存せずに誰もが公共交通を 賢く使って移動できるまちの 実現を図る。	地域公共交通利便増進事業 ハ イ又はロに掲げる事業と併せて 行う事業であって、地域公共交 通の利用者の利便の増進を図るた めの事業	3) デマンドタクシーへ の AI 予約システムの 本格導入 R6 年 4 月～	・R5.8 月から実証的に導入した AI 予約システムの効果を検 証し、R6.4 月から本格導入する。 (対象エリア) 七山エリア、浜玉エリア、相知エリア、厳木 エリア、肥前エリア	
	地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業	4) 観光 MaaS 等の検討	・観光に関する情報提供や予約方法、決裁状況などを踏まえ て、その統合化に向けた取組等を検討する。	
関係者の連携による公共交 通の利用促進 移動サービス相互の連携 や役割分担を推進するとと もに、各交通事業者や地域 住民との連携による利用促 進を図る。	地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業	5) 地域協議体での検討	・各地域協議体での取組を踏まえた上で、地域主体での運行 (自家用有償旅客運送等) や利用促進の取組等の検討を行 う。	
	地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業	6) D X への対応	・「唐津 2 Day フリー乗車券」等のデジタルチケット化や IC カードの普及、キャッシュレス決済の導入等に取り組む。 ・グリーンスローモビリティ等の導入の検討	
	地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業	7) 多様な情報発信	・唐津地域版公共交通マップ・時刻表の作成や車両へのナン バリング表示の実施、小学生・高齢者を対象にした乗り方 教室等の実施。	

7-2. 実施事業の全体整理

本計画において実施する事業を整理すると、1)～3)までが「利便増進事業」、4)～7)が「利便増進に関連して実施する事業」という位置づけになります。

目指す 計画目標	地域公共交通利便増進事業・ 地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業の別	実施事業項目	事業の内容	参考項目
地域公共交通サービスの最適化 と持続性向上 地域間交通・地域内交通等 の役割に応じた目標を明確に し、個々の公共交通サービスの 最適化と持続性向上を図 る。	地域公共交通利便増進事業 イ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バ ス・タクシー、定期航路に係る路線 等の編成の変更 ロ②運行回数又は運行時刻の設定	1) 乗合バスの路線等の 編成の変更 R6 年 4 月～	・唐津地域北部（呼子エリア・鎮西・湊エリア）の路線等の編成の変 更、パターンダイヤの設定 呼子エリア…呼子線、湊・呼子線、呼子フィーダー路線 鎮西エリア…小加倉・呼子線、野元・呼子線 ・唐津地域西部（玄海町エリア・肥前エリア）の路線等の編成の変更、 パターンダイヤの設定 玄海町エリア…有浦線 肥前エリア…切木・中浦線 ・唐津地域中心部・東部（唐津市中心部エリア・浜玉エリア・ 七山エリア）の路線等の編成の変更 七山エリア・浜玉エリア…七山線、 浜玉循環線 唐津市中心部エリア…市内循環線、市内線 ・ 唐津地域南部（相知エリア）の路線等の編成の変更 相知エリア…相知循環線（相知花タウンバス）	唐津・佐賀線、唐津・伊万里線 の 効率化・利用促進については、 引き続き県・沿線自治体・交通 事 業者と協議を続ける。 市内循環線（東・西・南コース） に ついては、令和 7 年 4 月に向 け ルート等の再編を検討。
	地域公共交通利便増進事業 イ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バ ス・タクシー、定期航路に係る路線 等の編成の変更	2) 枝線等のオンデマン ド化 R6 年 4 月～	・肥前エリアにデマンドタクシーを新たに導入する。 肥前エリア…肥前フィーダー路線 ・ 相知エリアと浜玉エリアのデマンドタクシー導入区域の拡大 相知エリア…相知循環線（相知花タウンバス） 浜玉エリア…浜玉循環線	以下は令和 6 年 10 月以降に向 けオンデマンド化を検討。 ・北波多エリア（成淵・志気線） ・唐津市中心部エリア（鏡線、大 良線） ・玄海町エリア（コミュニティ バス）
誰もが公共交通を利用しやすい まちの実現 公共交通と目的地との連携に よる施策を推進し、交通弱者を 中心に生活を支える交通を目指 す。また、観光・まちづくり・ 教育・福祉等の分野間連携によ る総合的な施策展開により、自 家用車に過度に依存せずに誰も が公共交通を賢く使って移動で きるまちの実現を図る。	地域公共交通利便増進事業 ハ イ又はロに掲げる事業と併せて 行う事業であって、地域公共交 通の利用者の利便の増進を図るた めの事業	3) デマンドタクシーへ の AI 予約システムの 本格導入 R6 年 4 月～	・R5.8 月から実証的に導入した AI 予約システムの効果を検証し、R6.4 月から本格導入する。 （対象エリア）七山エリア、浜玉エリア、相知エリア、厳木エリア、 肥前エリア	
	地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業	4) 観光 MaaS 等の検討	・観光に関する情報提供や予約方法、決裁状況などを踏まえ て、その統合化に向けた取組等を検討する。	
関係者の連携による公共交通の 利用促進 移動サービス相互の連携や 役割分担を推進するととも に、各交通事業者や地域住民 との連携による利用促進を図 る。	地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業	5) 地域協議体での検討	・各地域協議体での取組を踏まえた上で、地域主体での運行（自家用 有償旅客運送等）や利用促進の取組等の検討を行う。	
	地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業	6) D X への対応	・「唐津 2 Day フリー乗車券」等のデジタルチケット化や IC カード の普及、キャッシュレス決済の導入等に取り組む。 ・グリーンスローモビリティ等の導入の検討	
	地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業	7) 多様な情報発信	・唐津地域版公共交通マップ・時刻表の作成や車両へのナンバリング 表示の実施、小学生・高齢者を対象にした乗り方教室等の実施。	

3) 相知エリア

相知循環線（相知花タウンバス）

相知花タウンバスの便別利用状況を見ると、どの時間帯でも全般的に利用は低調です。

相知花タウンバス（平山・佐里線）：
佐里上→棚田交流広場

No	発時刻	利用者数
1	9:18	1
2	11:28	2
3	13:58	1
4	17:00	2
合計		6

相知花タウンバス（平山・佐里線）：
棚田交流広場→佐里上

No	発時刻	利用者数
1	9:59	1
2	12:09	4
3	14:40	0
4	17:44	0
合計		5

相知花タウンバス（坊中・中山線）：
坊中公民館前→天徳の丘運動公園

No	発時刻	利用者数
1	9:15	1
2	11:55	0
3	13:45	0
4	16:40	1
合計		2

相知花タウンバス（坊中・中山線）：
天徳の丘運動公園→坊中公民館前

No	発時刻	利用者数
1	10:10	0
2	12:55	1
3	14:40	0
4	17:35	0
合計		1

図 8-31 相知花タウンバスの便別利用状況（R4・平日全便）

運行状況 利用状況	➤ 平土：6.0 往復の運行（平山・佐里線）、4.0 往復の運行（坊中・中山線） ➤ 4,594 人/年（R4）の利用が存在 中学生の通学利用が少数存在するが、ほぼ高齢者の通院・買い物目的での利用
利便増進に向けた課題	➤ 利用状況としては、デマンド化の検討が必要と考えられるが、デマンド化への抵抗がかなりあるため、デマンド化する場合は、周知と利用体験会のような体験機会の提供が必要
利便増進（路線維持）の方針	➤ すでに部分的にデマンド化を進めているため、相知全域でのオンデマンド化に向けた対応を検討 ➤ 現在のデマンドの利用状況は低迷しているため、利用促進策も合わせて検討

エリア	相知	実施事業	枝線等のオンデマンド化	
区分	枝線			
関係市町村	唐津市			
■事業内容				
イ ①	一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更			
■運行の概要				
運行の目的	相知花タウンバス（2 路線）は、佐里上～棚田交流広場（平山・佐里線）、坊中公民館前～天徳の丘運動公園（坊中・中山線）に向かう所要時間 34～41 分程度の枝線路線である。 利用者数は少ない状況が続いており、運行の効率化・適正化を図る必要がある。 主に買い物、通院等の日常生活の移動において利用されているが、通勤・通学での利用はほとんどないため、相知地区全域を区域運行（オンデマンド化）することで運行の効率化を図る。 <運行日と乗降ポイントの設定> 相知地区では、相知花タウンバスが運行されていない地域を中心にオンデマンドのチョイソコを導入しているが、地区全域をオンデマンド化することにより利便性の向上を目指す。オンデマンドの乗降ポイントとして、現在設定している商業施設、医療施設等以外でも利用が想定される施設等を設定することで、沿線住民の主要施設へのアクセスも確保し、利便性の向上を図る。			
利便増進を図る内容	●利用の少ない系統を見直し、オンデマンド化 ●幹線（佐賀・唐津線）との接続を確保 ●乗降ポイントを増加			
対応する主な移動	買い物、通院	運行日	平日運行	
事業主体	昭和自動車株式会社	使用車両	ジャンボタクシー	
事業形態	一般乗合旅客運送（路線定期運行・予約型区域運行）	運賃	300 円（均一）	

■系統毎の運行回数

変更前

路線名	起点・経由地・終点	キロ程	運行本数		
			平日	土	日祝
相知循環線	佐里上～棚田交流広場	14.9	8	8	0
	佐里上～賀寿苑前	7.8	2	2	0
	賀寿苑前～棚田交流広場	3.6	2	2	0
	坊中公民館～天徳の丘運動公園	16.6	8	8	0
	変更前 運行本数合計		20	20	0

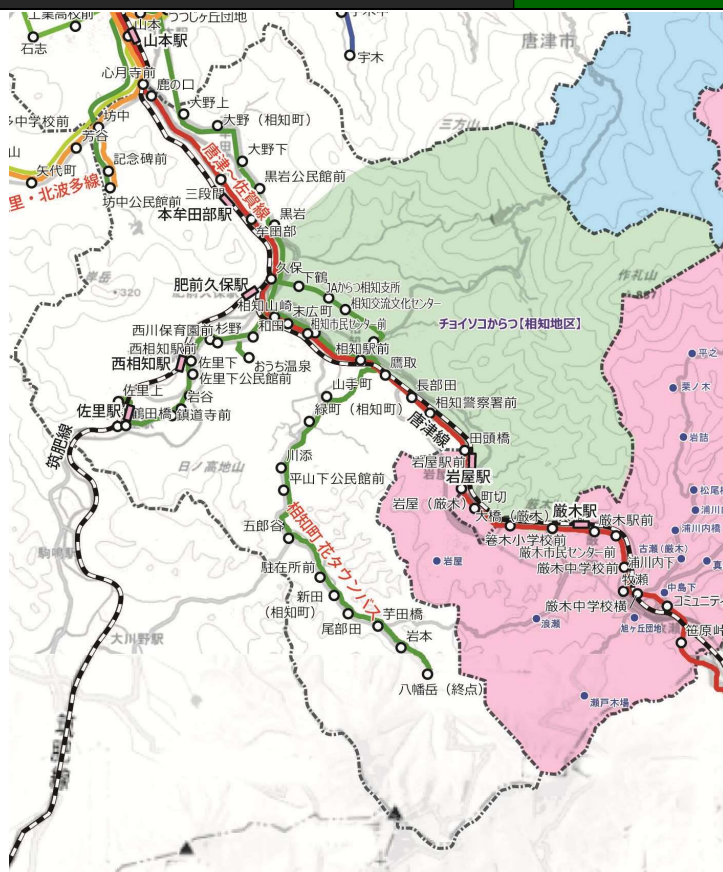
変更後

路線名	起点・経由地・終点	キロ程	運行本数		
			平日	土	日祝
チヨイソコからつ 【相知地区】	相知地区全域（区域運行）				
	変更後 運行本数合計				

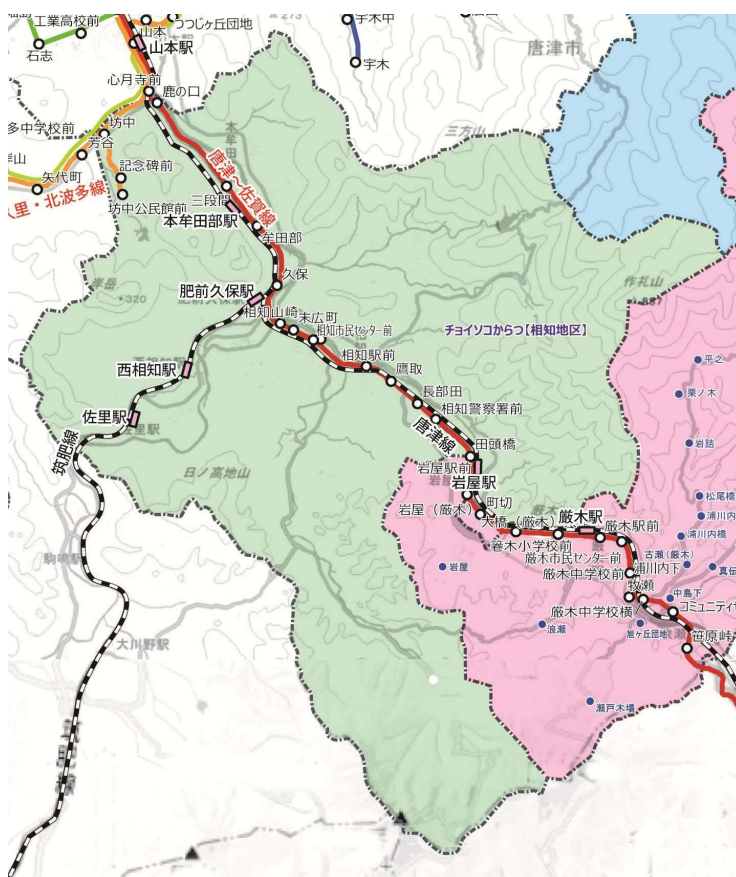
■ 運行路線図

相知循環線

旧



新



4) 浜玉エリア

浜玉循環線

浜玉循環線の便別利用状況を見ると、どの時間帯でも全般的に利用は低調です。

浜玉循環線反時計回り：

浜崎駅→イオン→横田→浜崎駅

No	発時刻	利用者数
1	8:00	0
2	10:00	0
3	12:00	0
4	14:30	1
5	16:30	0
合計		1

浜玉循環線時計回り：

浜崎駅→横田→イオン→浜崎駅

No	発時刻	利用者数
1	9:00	2
2	11:00	0
3	13:30	0
4	15:30	0
5	17:30	0
合計		2

図 8-32 浜玉循環線の便別利用状況（R4・平日全便）

運行状況 利用状況	➤ 平土：5.0回（時計回り）、5.0回（反時計回り）の運行 ➤ 2,851人/年（R4）の利用が存在 高齢者の通院・買い物目的での利用
利便増進に向けた 課題	➤ 利用状況は低迷しており、デマンド化の検討が必要と考えられる
利便増進（路線維持） の方針	➤ 浜玉周辺部ではすでにデマンド化を進めているため、浜玉全域でのオンデマンド化に向けた対応を検討 ➤ 現在のデマンドの利用状況は低迷しているため、利用促進策も合わせて検討

エリア	浜玉	実施事業	枝線等のオンデマンド化	
区分	枝線			
関係市町村	唐津市			
■事業内容				
イ ①	一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更			
■運行の概要				
運行の目的	浜玉循環線（時計回り・反時計回り）は、浜崎駅～イオン・横田～浜崎駅を循環する所要時間 36～37 分程度の枝線路線である。 利用者数は少ない状況が続いており、運行の効率化・適正化を図る必要がある。 主に買い物、通院等の日常生活の移動において利用されているが、通勤・通学での利用はほとんどないため、浜玉地区全域を区域運行（オンデマンド化）することで運行の効率化を図る。 < 運行日と乗降ポイントの設定 > 浜玉地区では、浜玉循環線が運行されている浜玉中心部の沿線以外の地域にオンデマンドのチョイソコを導入しているが、地区全域をオンデマンド化することにより利便性の向上を目指す。オンデマンドの乗降ポイントとして、現在設定している商業施設、医療施設等以外でも利用が想定される施設等を設定することで、沿線住民の主要施設へのアクセスも確保し、利便性の向上を図る。			
利便増進を図る内容	●利用の少ない系統を見直し、オンデマンド化 ●幹線（七山線）との接続を確保 ●乗降ポイントを増加			
対応する主な移動	買い物、通院	運行日	平日運行	
事業主体	昭和自動車株式会社	使用車両	ジャンボタクシー	
事業形態	一般乗合旅客運送（路線定期運行・予約型区域運行）	運賃	300 円（均一）	

■系統毎の運行回数

変更前

路線名	起点・経由地・終点	キロ程	運行本数		
			平日	土	日祝
浜玉循環線	浜崎駅～イオン・横田～浜崎駅（反時計回り）	12.0	5	5	0
	浜崎駅～横田・イオン～浜崎駅（時計回り）	12.0	5	5	0
	変更前 運行本数合計		10	10	0

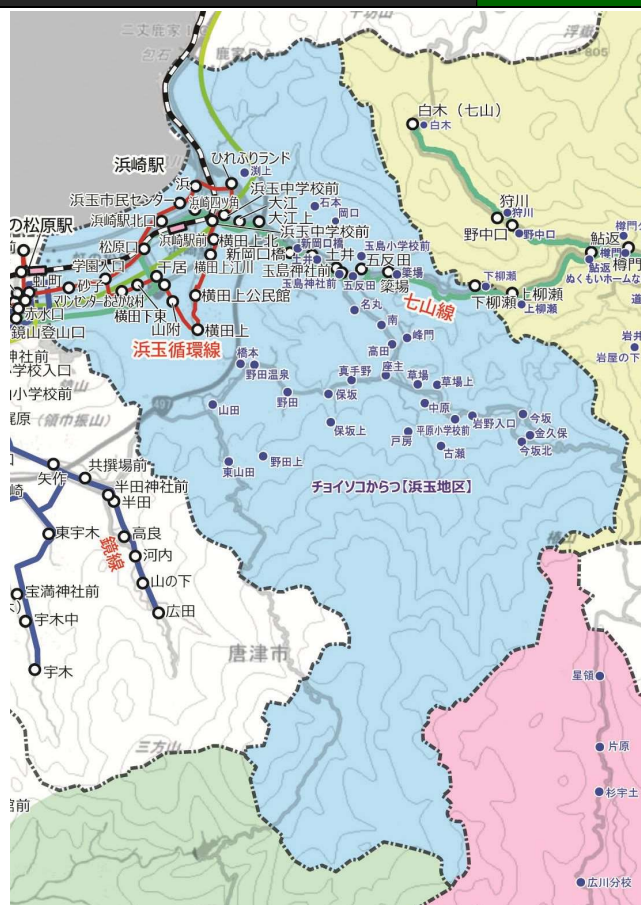
変更後

路線名	起点・経由地・終点	キロ程	運行本数		
			平日	土	日祝
チヨイソコからつ 【浜玉地区】	浜玉地区全域（区域運行）				
	変更後 運行本数合計				

■ 運行路線図

浜玉循環線

旧



新



改正案

唐津地域公共交通計画

令和4年3月

令和6年1月 一部改正

令和6年 月 一部改正

唐津市・玄海町

目次

第1章	計画策定の枠組み	1
1-1.	計画策定の背景と目的	1
1-2.	計画の期間	1
1-3.	計画の対象区域.....	1
1-4.	本計画の位置づけと策定フロー.....	2
第2章	唐津地域の現況（人口・施設立地）	3
2-1.	人口推移	3
2-2.	年代別人口と高齢化・少子化の状況	4
2-3.	人口分布及び施設分布の現況.....	6
第3章	上位・関連計画におけるまちづくり・公共交通政策の方針	9
3-1.	上位計画の整理.....	9
3-2.	関連計画の整理.....	12
第4章	唐津地域公共交通の現状.....	16
4-1.	唐津地域における公共交通.....	16
4-2.	公共交通の運行状況	17
4-3.	公共交通のカバー圏域	23
4-4.	公共交通の利用状況	24
4-5.	唐津地域公共交通の財政負担の推移	29
第5章	唐津地域公共交通網形成計画・再編実施計画の検証.....	31
5-1.	唐津地域公共交通網形成計画の概要	31
5-2.	唐津地域公共交通再編実施計画の概要	32
5-3.	唐津地域公共交通網形成計画の目標の達成状況	33
5-4.	唐津地域公共交通再編実施計画の各地区の実施状況.....	34
5-4-1	呼子・鎮西地区	34
5-4-2	玄海町地区	36
5-4-3	唐津市中心部地区.....	39
5-4-4	鏡・久里・北波多地区	41
5-4-5	肥前地区	43
5-4-6	相知・厳木地区	45
5-5.	唐津地域公共交通再編実施計画の結果と課題（まとめ）	47
第6章	地域住民のニーズ把握.....	48
6-1.	住民アンケート.....	48
6-2.	高校生アンケート	61

6-3. 路線バス乗降調査.....	72
6-4. 各市民センター管轄エリアの公共交通に関する状況報告	77
<u>第7章 唐津地域の現況と公共交通を取り巻く課題整理</u>	<u>78</u>
7-1. 地域的な現況・課題.....	78
7-2. 公共交通の現況・課題	80
7-3. 社会的な現況・課題.....	84
<u>第8章 現況整理・課題整理と基本方針・役割・目標</u>	<u>87</u>
<u>第9章 唐津地域公共交通の将来像</u>	<u>89</u>
9-1. 将来方針図	89
9-2. 公共交通の役割分担の考え方	90
<u>第10章 目標達成のための実施事業.....</u>	<u>91</u>
10-1. 地域公共交通サービスの最適化と持続性向上	92
10-2. 誰もが公共交通を利用しやすいまちの実現	93
10-3. 関係者の連携による公共交通の利用促進.....	96
<u>第11章 計画の数値目標と達成状況の評価</u>	<u>98</u>
11-1. 計画の数値目標.....	98
11-2. 達成状況の評価.....	100



・・・今回変更部分

事業名	地域公共交通利便増進事業の実施					
事業概要	深刻な運転手不足へ対応しつつ、地域公共交通サービスの最適化と持続性向上を確実に推進するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき以下の内容からなる地域公共交通利便増進事業を行う。 <実施地区> ●唐津市のうち唐津市中心部・呼子・鎮西・湊・肥前・浜玉・七山・相知・厳木の地区 ●玄海町 <実施内容> ①唐津地域北部（呼子エリア・鎮西エリア）の路線等の編成の変更 ②唐津地域西部（玄海町エリア・肥前エリア）の路線等の編成の変更 ③唐津地域中心部・東部（唐津市中心部エリア・浜玉エリア・七山エリア）の路線等の編成の変更 ④枝線等のオンデマンド化（<u>浜玉エリア・相知エリアの全域化</u>、肥前エリア） ⑤デマンドタクシーへのAI予約システムの本格導入（七山エリア・浜玉エリア・相知エリア・厳木エリア）					
実施主体 実施時期	実施主体	スケジュール				
		令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	唐津市 玄海町			実施		
	交通事業者等					

※新規追加文

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
交通事業者	加部島	呼子		加部島杉村	路線定期	フィーダー補助	幹線路線バスと接続し、 地域拠点周辺をきめ細かく 結ぶ支線交通の役割を 担う。
交通事業者	呼子台場	呼子		呼子台場 みなとプラザ	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	星賀 (ジャンボタクシー)	入野		星賀	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	納所	入野		納所	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	高串	入野	古保志気	高串福祉 センター前	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	肥前地区 デマンドタクシー		肥前地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	相知・厳木地区 デマンドタクシー		相知・ 厳木地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	浜玉地区 デマンドタクシー		浜玉地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	七山地区 デマンドタクシー		七山地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	市内西	大手口	りふれ・ 済生会病院前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	市内南	大手口	唐津赤十字 病院前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	志気（市民病院きた はた～志気）	市民病院 きたはた		志気	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	成淵（市民病院きた はた～成淵）	市民病院 きたはた		成淵上	路線定期	フィーダー補助	

（備考）

上記系統については、役割欄に記載のとおり地域にとって重要な役割を担っており、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

上記系統のうち市内東、市内西及び市内南を運行するバス車両は、車体の腐食、エンジン出力の低下、冷房機能の低下など車両の老朽化（平均車齢 12.5 年）が進んでいたことから、安全な輸送の確保、利用者の利便性向上のため、車両減価償却費等国庫補助を活用して車両の更新を行う。

※新規追加文

策定年月日 令和6年6月 日
(名称) 唐津地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

唐津市は、平成17年1月1日に唐津市と東松浦郡浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、玄海町、鎮西町及び呼子町の1市6町1村が合併し、平成18年1月1日には七山村を編入合併し現在の唐津市となり、佐賀県下第2位の人口規模で、総面積では佐賀県の約5分の1を占める広さとなった。

この広域に路線バスによる公共交通網が広がっており、旧唐津市と旧呼子町・旧肥前町・玄海町を結ぶ幹線及び枝線（乗継路線）が、主に高齢者の通院・買い物や学生の通学などに利用されている。そのため、人口の減少や自家用車の普及により利用者は減少しているが、住民にとって生活に必要不可欠な交通手段となっている。

そのような中、平成23年3月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく「唐津市地域公共交通総合連携計画」を策定し、路線バスの実証運行を実施。平成25年4月1日から、呼子地区・入野地区（肥前町）を中心に乗継路線の実証運行を実施し、住民の意見等を反映させ、平成25年10月1日より本格運行を開始した。

平成27年度には佐賀県及び唐津市が行った調査事業の結果を基に、「唐津地域公共交通網形成計画」を策定し、翌年度にはこの計画に基づく「唐津地域公共交通再編実施計画」を策定。

平成28年8月から市内循環線のフィーダー化、10月から市内線のフィーダー化、呼子地域内フィーダーの大幅な路線見直し、平成30年4月から隣接する玄海町の乗継拠点整備等を行い、運行路線・ダイヤの総合的な最適化を図り、平成31年4月から肥前町エリア、令和2年4月から厳木エリア、令和2年10月から相知エリア、令和4年4月から浜玉町、七山エリアについて路線等の見直しを行った。

また、令和3年度には、「唐津地域公共交通計画」を策定。令和6年度にこの計画に基づく「唐津地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、公共交通の利便増進に係る取組を推進していく。

これからも、枝線（乗継路線）については、幹線交通との相互の連携を図りつつ、地域内フィーダー路線として確保・維持する事で、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「唐津地域公共交通計画」の目標収支率を基準に
別表1「令和7～9年度 唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表」のとおり、収支率の改善を図る。

(2) 事業の効果

唐津市内の各地域内フィーダー路線を維持することにより、車を運転できない高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、幹線・枝線のネットワークが連携することで公共交通が便利に感じられ、地域住民だけでなく観光客においても利用しやすくなり、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用促進策として、バスの乗り方教室を開催（運行事業者）
- ・外国人観光客が多い呼子線に外国語表記・外国語音声案内を導入する事により、外国人の利便向上を図る（一部導入済・運行事業者）
- ・買い物・病院等へのアクセスがわかりやすい目的別時刻表の作成
（唐津地域公共交通計画 P 95－96 参照）
- ・市ホームページで利用促進のキャンペーンの案内、会議や集会に出向いた際に公共交通の利用の現状と利用促進を案内（唐津市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

- ① 別添時刻表のとおり
- ② 唐津市内において、路線バス運行事業者は、昭和自動車(株)のみのため
- ③ 別添路線図のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

唐津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を基準に負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・乗降調査

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木たし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**【目的】**

経営体質のスリム化や、徹底した人件費の抑制、増収対策等に努めることで経営改善を図ってきているが、人口減少や自家用車の普及などにより、利用者の公共交通機関離れは年々進んでおり、厳しい経営状況が続いている。また、車齢が20年を超えるなど耐用年数を大幅に上回る車両を多数抱えており、これらの車両については修繕を重ねながら運行を続けている状態であり、早急な買い替えが必要となっている。しかしながら、厳しい経営環境のなか自己財源での車両購入は困難であるため、車両の導入は厳しい状況にある。

そのような中で、行政が支援を行うことで車両を更新し、車両の故障やトラブルを未然に防ぎ安心・安全な運送を確保するとともに、乗降のしやすさなど利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

【必要性】

高齢者や障がい者、妊産婦、幼い子どもなど、誰でも安心して利用できるバス車両を購入する必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

市内線東、市内線西、市内線南の収支率をそれぞれ、32%、32%、45%以上とする。

(2) 事業の効果

高齢者の通院、買い物客が多い市内線東、市内線西、市内線南路線に低床バスを3台導入する事で、利用者はバスの乗り降りが楽になり、利便性が向上する。

また、車体の腐食、エンジン出力の低下、冷房機能の低下など車両の老朽化が進んでおり（令和5年3月現在、平均車齢12.5年）、新しい車両を導入することで安全面の強化ばかりでなく、燃料費や修繕費等が軽減される等の効果が期待できる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付

※なお、唐津市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を基準に負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和 6 年 6 月 28 日 → 令和 7 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の変更について協議・承認（案）
19. 利用者等の意見の反映状況
唐津地域公共交通活性化協議会の構成員に、住民又は利用者の代表として、「老人クラブ連合会」「地域婦人連絡協議会」「唐津商工会議所」「唐津上場商工会」「社会福祉協議会」の各種団体の代表者及び地区ごとの住民代表者が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。 また、利用者の意見においても、調査等で寄せられた意見を参考に、各路線の再編において運行時刻やルートの設定に活用している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県唐津市西城内 1-1

(所 属) 政策部 交通政策課

(氏 名) 脇山 徹也

(電 話) 0955-72-9144

(e-mail) koutsuuseisaku@city.karatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和7～令和9年度 唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表

協議会名:唐津地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)

補助対象路線名	起点	経過地	終点	目標収支率
加部島	呼子		加部島杉村	10%
呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	9%
呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	13%
呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	8%
星賀	入野		星賀	80%
納所	入野		納所	39%
高串	入野	古保志気	高串福祉センター前	68%
市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	32%
市内西	大手口	りふれ・済生会病院前	唐津駅	32%
市内南	大手口	唐津赤十字病院前	唐津駅	45%
志気・成湊	市民病院きたはた		志気・成湊上	69%
肥前地区 デマンドタクシー		肥前地区内		13%
相知・厳木地区 デマンドタクシー		相知・ 厳木地区内		6%
浜玉地区 デマンドタクシー		浜玉地区内		10%
七山地区 デマンドタクシー		七山地区内		1%

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便増進 特例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
唐津市	昭和自動車(株)	(1) 加部島	呼子		加部島杉村	往 6.5km 復 6.5km	365日	912.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(2) 呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	往 2.8km 復 2.8km	365日	730.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(3) 呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	循環 17.5km .km	365日	2,555.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(4) 呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	循環 15.6km .km	365日	2,190.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(5) 星賀	入野		星賀	往 3.6km 復 3.6km	241日	241.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦・入野線と入野停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(6) 納所	入野		納所	往 3.8km 復 3.8km	241日	361.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦・入野線と入野停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(7) 高串	入野	古保志気	高串福祉センター前	往 4.4km 復 4.4km	241日	120.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦・入野線と入野停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(8) 市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	循環 5.9km .km	365日	3,285.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津・佐賀線他と大手口停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(9) 市内西	大手口	りふれ・済生会病院前	唐津駅	往 9.5km 復 9.5km	365日	1,642.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津・佐賀線他と大手口停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(10) 市内南	大手口	唐津赤十字病院前	唐津駅	往 9.km 復 9.km	365日	1,763.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津・佐賀線他と大手口停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(11) 志気(市民病院きたはた～志気)	市民病院きたはた		志気	往 4.4km 復 4.4km	241日	120.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津伊万里線他と徳須恵停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(12) 成瀬(市民病院きたはた～成瀬)	市民病院きたはた		成瀬上	往 5.km 復 5.km	241日	120.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津伊万里線他と徳須恵停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(13) 肥前地区デマンドタクシー		肥前地区内		.km .km	241日	2,500.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦・入野線と入野停留所にて接続	③

(注)

- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
唐津市	昭和自動車(株)	(14) 相知・厳木地区デマンド タクシー		相知・厳木 地区内		.km .km	241日	874.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの唐津-佐賀線他と相知駅前停留 所他にて接続	③
	昭和自動車(株)	(15) 浜玉地区デマンドタク シー		浜玉地区 内		.km .km	241日	912.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの七山線と浜崎駅北口停留所にて 接続	③
	昭和自動車(株)	(16) 七山地区デマンドタク シー		七山地区 内		.km .km	241日	464.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの七山線と浜崎駅北口停留所にて 接続	③
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	唐津市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	75,329
交通不便地域等	116,913

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
27,354	旧相知町、旧肥前町、旧呼子町、旧七山村、旧鎮西町、旧厳木町	過疎法
	加唐島、松島、馬渡島、向島、小川島、神集島、高島	離島振興法
89,559	旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町	半島振興法
	旧七山村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通計画	令和4年3月	令和4年度
地域公共交通利便増進計画	令和6年1月	令和6年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
唐津市	昭和自動車(株)	1	(12.13.14) 市内東、市内西、 市内南	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	35	R1.12			割賦
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

唐津地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 唐津地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）

は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び生活交通確保維持改善計画の作成及び実施に係る協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要な運送手段の確保・維持・改善その他公共交通の利便の増進及び課題解決を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するものとする。

(業務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 唐津市長が指名する職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 住民又は利用者
- (4) 関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織す

る団体の代表

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、唐津市副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。

5 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報等の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。また、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

6 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求めることができる。

7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項のうち、唐津市内、玄海町内それぞれの地域内に関する事項について協議または調整を行うため、分科会を設置することができる。

2 唐津市分科会の委員は、会長が指名する。

3 玄海町分科会は、玄海町地域公共交通会議とする。

4 唐津市分科会について必要な事項は、本要綱を準用する。

(幹事会)

第8条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条に定める委員のうちから会長が選任した者

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めた者

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

4 幹事会は、幹事会において協議した事項に関して協議会に報告する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の委員は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 10 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、唐津市役所内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 13 条 協議会に監査委員を 2 名置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 22 年 3 月 3 日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規定に関わらず、第 1 回協議会は、唐津市長が招集する。
- 3 第 10 条の規定に関わらず、協議会が設立された初年度の事業年度については、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附則

（改正後の施行期日）

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

（改正後の委員の任期）

- 2 改正前から引き続き委嘱又は任命する委員の任期は、改正前からの残存期間とする。

附則

（改正後の施行期日）

改正後の要綱は、平成 29 年 7 月 28 日から施行する。

附則

（改正後の施行期日）

改正後の要綱は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。